NEWS RELEASE

２００４年3月9日
ミニストップ株式会社
（証券ｺｰﾄﾞ９９４６）

報道関係各位

フランチャイズビジネスに新風！
ミニストップが独自に「ＦＣ契約士」資格認定制度を確立

イオンのミニストップ株式会社（本部：千葉県千葉市　社長：横尾　博）は、加盟候補者へミニストップのフランチャイズ契約内容を正しく理解していただき、加盟後の店舗運営を円滑にするための「**FC契約士**」の資格認定制度をコンビニ業界で初めてスタートいたしました。

現在フランチャイズ契約書の内容は、多岐にわたり複雑な記述が多く加盟候補者にとって難解であり、フランチャイズ契約書の読み合わせにおいてもその内容を正しく理解できないまま本契約に至るといった状況があると考えました。

そこで、複雑なフランチャイズ契約書の内容についての説明が、正しくできる“フランチャイズ契約の知識や説明に関する専門家”の存在が必要と考え、ミニストップでは、その契約に関する専門知識を有する「**FC契約士**」を育成し、加盟候補者の不安を一掃することが、加盟へ安心感をより大きくさせることと考えこの制度化を実現いたしました。

ミニストップとしては、加盟候補者へ正しく確実にフランチャイズ契約の内容説明責任を果たすことが“重要であり大切な義務”と考えており、これからのフランチャイズビジネスでは、必要不可欠な“お客さまサービスの一環”ととらえております。

「**FC契約士**」の資格認定試験は、加盟候補者といちばん接触の多い店舗開発部員に向け２００４年２月１０日に実施され、各地区店舗開発部長が、まずこの資格を取得いたしました。今後は、開発部員全員が、フランチャイズ契約について「伝えるべきことを全て、隠さず、正しく伝える」ことのできる「**FC契約士**」を目指して資格認定試験に臨みます。将来、ミニストップの全社員がフランチャイズ契約について高い知識レベルで、現加盟店さんや加盟候補者の立場に立って提案や回答ができるよう体制づくりを進めてまいります。

「**FC契約士**」資格認定までのステップ

（１）フランチャイズ契約に必要な３つの柱（スキル・知識・マインド）を学ぶ勉強会を受講、
　　その後、課題を課せられその課題が修了することが必修条件
（２）確認のための筆記試験実施
（３）ロールプレイングによる実技試験実施

※上記（１）～（３）のステップを経て合格者に「**FC契約士**」の資格が認定されます。
資格認定は、有効期間１年。その後１年毎に規定の講習会を受講し、更新の資格試験に合格すると更新がなされます。

ミニストップでは「**健康・安心・便利**」をテーマにこれからも商品開発や店舗開発を積極的に進め、独自性を発揮してまいります。

この資料に関するお問い合わせ先は
ミニストップ株式会社 IR･広報：迎　眞紀・田村　雄二・佐藤　慶太
TEL043-212-6477

木を植えています
私たちはイオンです